

# 市民公益活動団体への 事業委託の推進について

～市民公益活動における促進諸施策のあり方について～

## 第 3 次 中 間 答 申

平成 18 年（2006 年）2 月 24 日

大阪狭山市市民公益活動促進委員会

## 目 次

第3次中間答申にあたって

市民公益活動団体への事業委託の推進について

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 目的                      | 1  |
| 2. 委託とは                    | 1  |
| 3. 現状と課題                   | 2  |
| 4. 実施上のポイント                | 2  |
| 5. 市民公益活動団体の特性を活かす業務       | 3  |
| 6. 委託先の選定要件                | 4  |
| 7. 委託事業の選定                 | 4  |
| 8. 委託契約期間及び事業の進行管理         | 5  |
| 9. 公表と評価                   | 5  |
| 10. 個人情報の取り扱い              | 5  |
| 11. 税法上の収益事業に関する注意事項       | 5  |
| 12. 提案公募型協働事業の実施にかかるフロー    | 7  |
| 参考1 協働にかかる協定書のひな形          | 8  |
| 参考2 協働にかかる委託契約書のひな形        | 10 |
| ((資料))大阪狭山市市民公益活動促進委員会開催状況 | 12 |
| 大阪狭山市市民公益活動促進委員会委員名簿       | 14 |

### 第3次中間答申にあたって

地方分権が進むなかで、自治体の責任範囲が拡大され、それぞれの地域の独自性が問われることになってきています。この分権の流れをチャンスと捉え、大阪狭山市の特性、特色を活かし、新しい個性を生み出し、市民の多様なニーズに即応できるようなまちづくりを可能とすることが今求められています。

大阪狭山市は、こうした流れに対応し、環境問題、少子・高齢化問題など多種多様な地域課題を解決する方策として、「市民との協働によるまちづくり」を取り入れ、市民公益活動を促進することで新たなまちづくりの展開をめざしています。

市の行財政改革大綱の序文には、「地方分権と社会経済情勢の変化のもとで、市民サービスの質的向上を図りながら、新たな行政課題に対応するために、既存の行政システムや構造を再点検し、限られた財源と人材を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるよう簡素で効率的な行財政運営に努める。」と述べられています。また、地方自治法の改正により、公の施設の指定管理者制度が導入されたことで、自治体のアウトソーシングのあり方は大きく変わりつつあると言えます。

このような状況のもと、市民公益活動団体に対する事業委託を進めることは、市民との協働や行財政改革を展開していくために欠かすことのできないものと言えます。

この間、本委員会では、平成16年2月に第2次中間答申として「市と市民・市民公益活動団体の協働によるまちづくりの進め方」を提出しました。これを受け、市は「市民・市民公益活動団体との協働によるまちづくりの進め方に関するガイドライン」を同年3月に策定しています。このガイドラインの中では、市民公益活動団体との委託契約に基づく協働について、その効果や留意点を明らかにするとともに、具体的なケースを挙げ、そのポイントについても詳述されています。

本委員会では、今回、委託による協働事業について、とりわけ市民公益活動団体の特性や能力を最も活かすことができる手法と考えられる企画提案（プロポーザル）方式による委託を主にその望ましいあり方などについて審議し、その結果を第3次中間答申としてまとめました。

本答申についてもこれまでの中間答申と同様、大阪狭山市の市民公益活動促進に活用されるよう期待します。

平成18年(2006年)2月24日

大阪狭山市市民公益活動促進委員会  
委員長 今西幸蔵

# 市民公益活動団体への事業委託の推進について

## 1. 目的

市は、「第三次大阪狭山市総合計画」、「大阪狭山市市民公益活動活性化（促進）に関する基本方針」及び「大阪狭山市市民公益活動促進条例」に基づき、市民、市民公益活動団体、事業者との協働によるまちづくりを推進している。これは、「市が公共の分野で社会的責任の全てを担う社会」から「市民の自発性と自己責任を基調に市民が相互に支え合う社会」に向けた新たな流れを示すものである。

市民公益活動団体は、営利を目的としない民間の組織であり、行政や事業者とは異なる行動規範を持っている。

行政の活動は、法令、予算に基づくことが求められ、公平かつ公正を重視することから画一的となり、臨機応変な対応が容易でない面があることは否めない。また、事業者の活動は、利潤の追求が目的であるため、採算がとれない分野は基本的にその活動領域とはなりえない。これに対し、自主性・主体性・自己責任を行動原理とし、個人の自己実現と地域課題の解決を同時に進める市民公益活動団体は、前述の新たな流れを生み出す原動力として、また、多種多様化する市民ニーズに応じ公共的サービスを柔軟に提供する主体として期待されている。

この両者の活動を円滑に進めるため、市が提供すべきサービスの活動領域、市と市民公益活動団体との協働を進めるべき領域、市民公益活動団体独自のサービス領域を明らかにし、その社会的役割分担を市民協働の観点から再構築するための枠組みが求められている。

市と市民公益活動団体との協働を進めるべき領域の中で、これまで市が担ってきた公共的サービスを市民公益活動団体に委ねることで、その特性が活かされ、市民により質の高いサービスの提供が可能となるものが多く存在している。

市内には、現在、様々な活動を展開する市民公益活動団体が多数存在し、特定非営利活動法人の数も増加の一途を辿っていることから、公共的サービスを委託する対象となる団体は多く存在するものと考えられる。

一方、行政においては、市民サービスの向上、地域経済の活性化、行財政運営の効率化などの観点から、事業のアウトソーシングを積極的に進めることが求められている。

こうしたことから、新しい公共の担い手として期待される市民公益活動団体を対象とした事業の委託を推進するための基本となる枠組みを示そうとするものである。

## 2. 委託とは

行政事務事業の委託とは、行政の責任において行われる事務事業の実施を受託者に委ねるもので、契約当事者間の信頼関係を重要な要素として、受託者の責任において実施するものである。この場合、委託事業についての最終的な責任と成果は、行政に帰属するものとされている。

### 3. 現状と課題

行政の事務事業は、住民の信託により実施しているものであり、かつ税金で賄われていることから、公正性、経済性、確実性といった要件が強く求められている。そこで、こうした要件を担保する仕組みとして、地方自治法は、入札参加資格審査の制度を設けるとともに、行政が行う発注方式の原則に競争入札を位置づけている。

競争入札の原則は、発注の相手方が市民公益活動団体であっても何の問題もないが、現状では、市民公益活動団体が入札参加の資格審査を受けたり、入札に参加したりすることは稀な状況となっている。

市民公益活動団体の特性や能力を行政の事務事業に活かしていくことを考えた場合、競争入札のような価格による競争は必ずしも適当とは言えない。そこで、市民公益活動団体の特性や能力を活かす発注方式として、公募により団体が企画提案したものを審査し、価格面だけによることなく、事業目的の遂行に最も適した提案を行った団体を選定するプロポーザル（企画提案）方式が有効なものとして提案する。

この方式は、現行の既得権益化との批判もある一部の補助金制度の問題点を解決する手法としても期待できるものとする。

### 4. 実施上のポイント

事業を市民公益活動団体に委託する場合、事務局機能を行政職員が全面的に担うことは望ましいことではない。協働の基本原則である「自立化の原則」にしたがえば、団体の自立を妨げないよう支援することが必要となる。そのためには、それぞれ役割分担を明確にすることが大切であり、事務局機能を行政職員が担うことは団体の自立化を促進することにはならない。

委託の内容は、前述のように、市民公益活動団体の特性や能力が十分に活かせるようなものであることが重要である。また、市民公益活動団体に対する委託を安価な下請けと捉えることのないよう注意が必要である。

行政職員が直接実施したり、事業者が発注したりする方がより効率的で効果的なものについては市民公益活動団体に委託する必要はないことは言うまでもない。また、事業の内容によっては、事業者の活動分野と競合する場合があるので、市民公益活動団体と契約を締結することが必要な理由を明確にしておく必要がある。

経済性や効率性という面は重要であるが、不当に安価で契約することは、市民公益活動団体との信頼関係を損なったり、公共的サービスの低下にもつながったりしかねないばかりか、そもそも団体に対する支援にならない。適切な契約の内容や金額の設定をするためにも、設計金額の積算においては、過去の実績、市場価格、他部局や他自治体などにおける同種の事業の実例価格などについて、情報収集を十分に行い、積算根拠が明確になるような設計書を作成することが重要である。

市民公益活動団体は、行政からの事務委託に慣れていない場合も多いので、事業委託の性格、義務や役割分担などについて十分に説明し、理解を得る必要がある。また、市民公益活動団体は、その財政基盤が脆弱であることが多いことから、団体の資金負担を軽減するため、委託料の支払いについて、概算払・部分払を利用したり契約保証金を免除できたりすることが望ましい。

委託契約を締結するに当たっては、業務を一括して他者に請け負わせてはならないことや個人情報の保護など、受託者となる市民公益活動団体に一定の制約が課せられることなどについて、事前に十分説明するとともに、契約書等にもその旨を明記する必要がある。また、委託の手続き上、法的拘束力を持つ市長名の契約書を交わすことになるが、協働事業としての実効性を高める上からは、それを補完するものとして、契約書には記載しない協議事項などを書面化した協定書を併せて締結することが望ましい。協定書については、社会的拘束力を持つ担当部長名により交わすことが適当と考える。

受託者が事業を円滑に遂行できるよう、必要に応じて、受託団体に対する研修を実施することが望ましい。

なお、委託契約に基づく協働のあり方及び委託契約の方法などについては、市が策定した「市民・市民公益活動団体との協働のまちづくりの進め方に関するガイドライン」において詳述されている。

## 5. 市民公益活動団体の特性を活かす業務

市民公益活動団体の特性である先駆性、多様性、専門性、迅速性、地域性などを活かす業務には、以下のものが考えられる。例示を参考に、積極的に協働事業を開拓していくことが望まれる。

### ①定型的業務

定型的、あるいは大量に発生する業務で、委託により行政運営の効率化や経費の節減などが期待できる業務

(例) 各種アンケート調査・統計調査業務、窓口サービス業務など

### ②専門的業務

高度で専門的な技術や知識を必要とする業務で市民公益活動団体の能力を活用した方が効率的な業務

(例) 技術指導・相談業務、調査研究・分析、検査・情報化関連業務など

### ③企画運営業務

市民公益活動団体の企画力やノウハウを活用することで、より効果的な運営が期待できる業務

(例) イベント、シンポジウム、研修、講座などの企画運営、計画、構想などの策定関連業務、広報業務など

### ④公的施設の管理及び事業運営業務

市民公益活動団体への委託、指定管理者制度の導入により弾力的・効率的な運営が期待できる業務

(例) 公の施設の管理運営業務など

※平成18年4月1日から指定管理者制度を導入する公の施設の指定管理者募集については、既に終了しているが、平成19年4月1日からは市立図書館、市立公民館についても指定管理者制度を導入することとなっているため、市民公益活動団体にとっても、指定管理者となるチャンスがある。

## 6. 委託先の選定要件

委託先となる市民公益活動団体の選定にあたっては、委託事業を確実に遂行するため、団体の活動実績や事務遂行能力等を十分に検討しておく必要がある。このため、以下に掲げる要件を満たしていることが重要である。

- ①特定非営利活動法人（NPO法人）、または公益活動を行う任意団体であること。任意団体にあつては会則またはそれに準ずるものが整備されていること。
- ②主たる事務所の所在地が市内にあり、かつ市内で活動している団体、若しくは主たる事務所が市外にあつても、従たる事務所が市内にあり、かつ市内で活動を行っている団体であること。
- ③委託事業を的確に遂行する能力を有するものと認められること。  
委託事業にかかる活動を通常の活動の中でも実施している団体、その事業に関連する活動歴が設立から継続して2年以上ある団体等。
- ④代表者を含め3人以上の役員を有する団体であること。
- ⑤団体としての事業計画、予算、決算を示すことができること。
- ⑥営利を目的としていないこと。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ⑧特定の公職者（候補者含む）、若しくは、政党の推薦、支持、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑨暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。

## 7. 委託事業の選定

市民公益活動団体を対象とした委託は、市民公益活動団体と市との協働によるまちづくりの観点から、次の手順で事業の選定を行うことが望ましい。

### 【市の事業提案により市民公益活動団体が受託を希望する場合】

当初予算編成時に大阪狭山市市民公益活動促進本部から各部署に対し、市民公益活動団体への委託事業として選定する事業を照会する。

各部署は、市民公益活動団体への委託を希望する事業について、事業名、事業内容、委託期間、発注の方式等を大阪狭山市市民公益活動促進本部に報告する。

広報誌やホームページ等で、委託事業に関する募集要項などを公表・募集し、それに応じた、市民公益活動団体の企画提案について、各部署でヒアリングを行う。この際、事業の内容を勘案し、必要により事前に説明会（相談会）を開催する。

選定にあたっては、公平性、公正性、透明性を確保するため、第三者機関を設置し、書類審査（ヒアリング内容を含む）を行う。また、必要に応じて公開審査を行う。

大阪狭山市市民公益活動促進本部は、第三者機関の審査結果に基づき、採否を決定し、その旨を各関係部署と提案団体に通知する。また、市のホームページ等で結果を公表する。

### 【市民・市民公益活動団体等から提案（アイデア等）のあった事業を委託する場合】

市民協働事業提案制度を創設し、広報誌やホームページ等で協働事業の提案（アイ

デア等）を募集する。

提案のあった協働事業について、提案内容にかかる部署が提案者にヒアリングを実施し、その内容に基づき、大阪狭山市市民公益活動促進本部で審議の上採否を決定し、その結果を提案者に通知する。また、市のホームページ等で結果を公表する。

採択された委託事業については、予算の関係などから、当該年度で実施できない場合は、次年度で予算計上する。

広報誌やホームページ等で、委託事業に関する募集要項を公表し、その事業に対し、市民公益活動団体から企画提案を募集する。提案者に対し、関係する部署がヒアリングを実施する。また、委託事業の内容を勘案し、必要により事前に説明会（相談会）を開く。

選定に当たっては、公平性、公正性、透明性を確保するため、第三者機関を設置し、書類審査（ヒアリング内容を含む）を行う。また、必要に応じて公開審査を行う。

大阪狭山市市民公益活動促進本部は、第三者機関の審査結果に基づき、採否を決定し、その旨を各関係部署と企画提案団体に通知し、市のホームページ等で公表する。

## 8. 委託契約期間及び事業の進行管理

市民公益活動団体との委託契約は、予算編成上からも単年度契約とすることが望ましい。ただし、市民公益活動団体の育成と団体が提供するサービスの質を高めるため、受託団体の実績等を勘案の上、適当と認められる場合は、3年を目途として継続して当該受託団体に同じ業務を委託できるようにすることが望ましい。3年経過後には、新規募集と同様に、プロポーザル方式により受託希望者の募集を行う必要がある。また、事業の進行管理については、市民公益活動団体の自主性・自発性を活かすためにも、委託事業の実施段階で口出しすることは避けるべきである。しかし、委託の内容によっては、月に一回程度は進捗状況について協議する場を設け、互いに課題や問題点等について話し合える機会があることは望ましい。

## 9. 公表と評価

委託契約を締結することとなった団体の選定理由、契約金額、契約の内容等は、協働の基本原則にしたがうなら、公表することが望ましい。また、事業の成果を明らかにするため、委託事業に関する評価シートを作成し、委託者と受託者がそれぞれに評価し、その結果をともに公表することが望ましい。

## 10. 個人情報の取り扱い

市は、個人情報保護法、大阪狭山市個人情報保護条例などの関係法令に違反することがないように、受託者に対して十分説明するとともに、その遵守について必要な措置が講じられるようにしなければならない。

## 11. 税法上の収益事業に関する注意事項

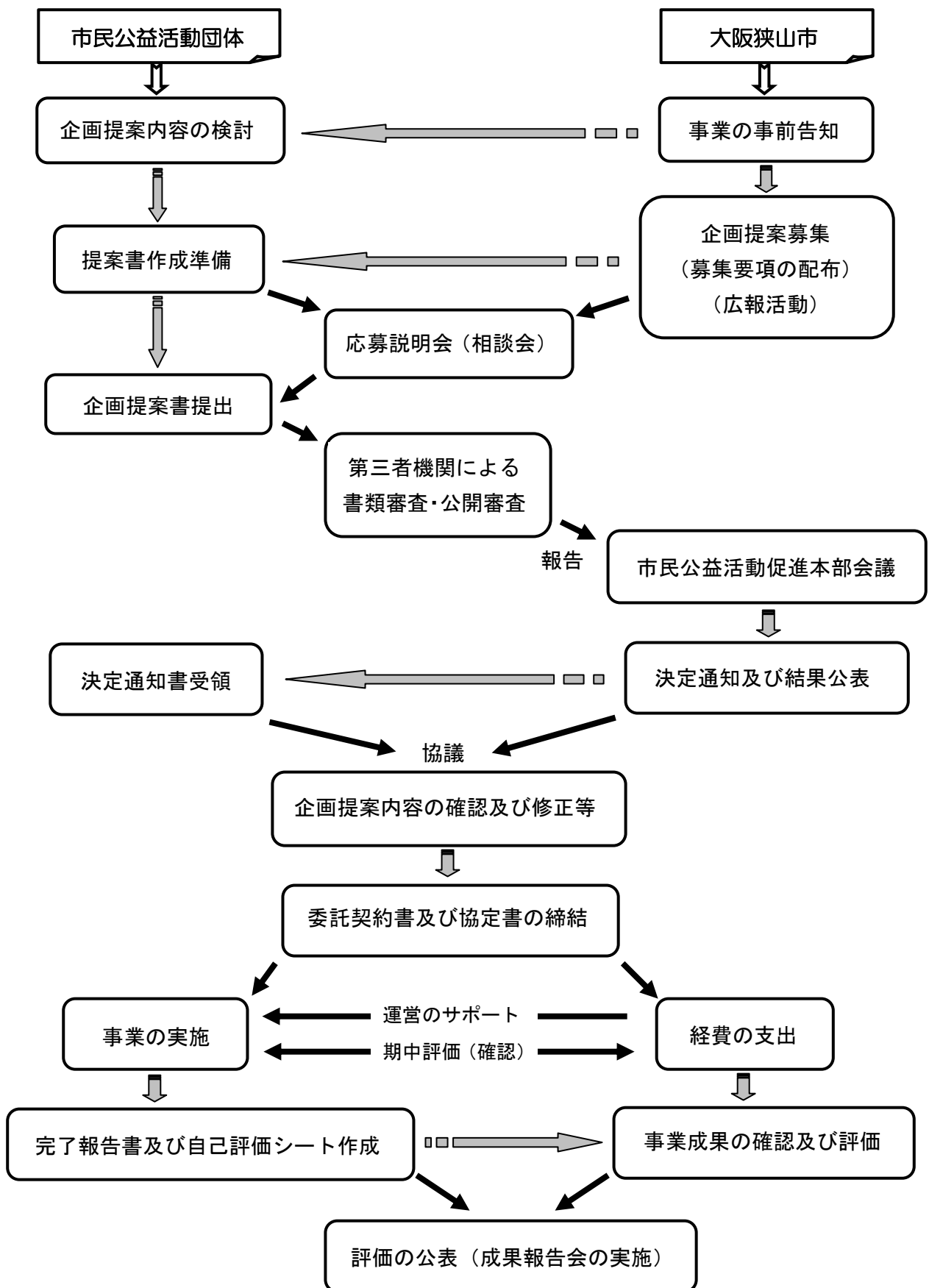
市民公益活動団体が市の事業を受託する場合、法人税法上の収益事業である「請負業」として、法人格の有無を問わず、原則として課税の対象となる。この場合、一定の条件

のもとに収益事業として課税されない場合もある。その条件としては、「委託事業が実費弁償により行われていること」、かつ、「事前に所轄の税務署長の確認をもらっておくこと」とされている。その判断基準は、事業の内容、対価の計算方式、精算方法などとされている。

この確認手続きについては、「実費弁償による事務処理の受託に係わる事業の確認届出書」のほか、過去2年分の収支計算書と事業報告書等、収支予算書と事業計画書等、契約書（案）の写し、定款、会則等の提出が必要となる。また、委託事業が実費弁償であることを証明するために、契約書には、精算払いであることや余剰金の返還義務等の文言が必要であるとされている。

このようなことから、受託する市民公益活動団体には、事前に所轄の税務署に相談するよう必ず伝えておくことが望ましい。

## 12. 提案公募型協働事業の実施に係るフロー



## 参考１ 協働にかかる協定書のひな形

### 〇〇〇事業に関する協働協定書

大阪狭山市（以下「甲」という。）と〇〇〇代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、△△△△事業を実施するに当たって、大阪狭山市市民公益活動促進条例の理念及び大阪狭山市市民公益活動活性化（促進）に関する基本方針に基づき、次のとおり協働協定を締結する。

#### （趣旨）

第１条 この協定は、△△△△事業を実施するに当たって、甲と乙双方が互いに理解、尊重し、対等な関係のもとに協働するために必要な事項を定める。なお、この協定書を基準として委託契約を締結する。

#### （事業目的の共有）

第２条 甲及び乙は、□□□□□□を地域課題としてとらえ、その課題の解決に向け、協働して取り組むものとする。

#### （事業の概要）

第３条 甲及び乙は、委託契約により、〇〇〇〇〇〇事業を行う。ただし、事業に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

事業内容 〇〇〇〇〇〇〇〇

事業期間 委託契約の締結の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

#### （役割及び責任分担等）

第４条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行う。

甲の役割

ア.

イ.

ウ.

乙の役割

ア.

イ.

ウ.

#### （経費分担）

第５条 当該事業に必要な経費は、甲は平成〇〇年度予算の範囲において、委託契約により定める金額を負担する。

２ 甲は、委託契約及びその他の法令に基づき、適正に支払う。

#### （成果の帰属）

第６条 当該事業の実施により新たに得られた成果については、甲、乙双方に帰属するものとする。ただし、甲又は乙のそれぞれに既に帰属している成果は除くものとする。

#### （協働の取り組み評価及び公表）

第７条 甲及び乙は、実施した事業を検証するため、大阪狭山市市民公益活動活性化（促

進)に関する基本方針に基づき、その事業の評価を行い、その結果は原則として公表するものとする。

(個人情報等の保護)

第8条 甲及び乙は、この事業の実施に当たり、個人情報等知り得た情報を第三者に漏えいしないよう必要な措置を講じなければならない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(協定書の解釈)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し解釈上疑義が生じたときは、甲と乙とは誠意を持って協議を行い、決定する。

2 双方の協議により決定できない場合は、甲又は乙は、双方の意見を付して大阪狭山市市民公益活動促進委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めることができる。この場合、甲乙双方とも、委員会の意見を尊重し決定に努力するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1  
大阪狭山市  
〇〇部長 ⑨

乙

## 参考2 協働にかかる委託契約書のひな形

### 〇〇〇事業に関する委託契約書

委託者大阪狭山市（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、△△△△事業について、次の条項により契約を締結する。

#### （総則）

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる事業（以下「委託事業」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

委託事業名 〇〇〇〇〇〇事業

委託事業内容 別紙〇〇〇〇〇〇事業仕様書のとおり

#### （委託期間）

第2条 委託の期間は、契約締結の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

#### （委託料）

第3条 甲は、委託料として、金〇〇〇〇〇〇円を乙に支払う。ただし、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、委託料に含むものとする。

#### （委託料の支払い）

第4条 甲は、乙の請求に基づき、前条の金額の〇割以内を概算払いで乙に支払う。

2 残額は、委託料の額の確定後、甲は適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

#### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額免除する。← **市財務規則第136条の改正が必要**

#### （協定書の締結）

第6条 甲及び乙は、委託事業を実施するに当たって、大阪狭山市市民公益活動促進条例の理念及び大阪狭山市市民公益活動活性化（促進）に関する基本方針に基づき、この事業に関して協働に関する協定（以下「協働協定書」という。）を別に締結する。

#### （委託事業の遂行）

第7条 甲及び乙は、協働協定書の各事項を遵守し、別紙〇〇〇〇〇〇事業仕様書に従い、委託事業を実施するものとする。

#### （委託事業の変更等）

第8条 甲及び乙は、都合により、委託事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、事前に協議の上、決定する。

#### （実績報告）

第9条 乙は、事業完了後、事業実績を記載した完了報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

#### （委託料の精算）

第10条 甲は、前条の完了報告書及び収支決算書の内容を精査し、委託料を精算するものとする。

2 乙は、委託料を精算したときに余剰金が生じた場合は、速やかに甲に返還しなければならない。

(報告の徴収等)

第11条 甲は乙に対し、委託事業の処理状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は随時に調査することができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、当該事業の処理について指示することができる。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継し、履行を委任することができない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして甲の承認を得たときは、この限りではない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。この場合において、甲は、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

2 乙は、甲がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。この場合において、乙は、既に生じた負担の全部又は一部の支払いを甲に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 委託事業の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、すべて乙の責任と負担において処理しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由により乙に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、すべて甲の責任と負担において処理しなければならない。

(契約書の解釈)

第15条 この契約書に定めのない事項及びこの契約の条項について解釈上疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇〇日

委託者（甲） 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1  
大阪狭山市  
大阪狭山市長 ⑨

受託者（乙）

◎大阪狭山市市民公益活動促進委員会開催状況

| 年             | 月  | 日  | 会 議 名      | 審議概要など                                                                                                                                                  |
|---------------|----|----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成<br>16<br>年 | 4  | 28 | 第 1 回促進委員会 | (1)平成 16 年度市民公益活動促進補助金申請状況について<br>(2)今までの市民公益活動促進委員会の動き及び平成 16 年度委員会開催日程案について<br>(3)協働の現状とその課題点を探る<br>(4)市民・市民公益活動団体と取り組むべき具体的な協働施策の今後の展開について           |
|               | 5  | 20 | 第 2 回促進委員会 | (1)平成 16 年度市民公益活動促進補助金交付申請事業にかかる審査について<br>(2)市民公益活動促進補助金交付事業の期中評価のあり方について<br>(3)市民・市民公益活動団体との取り組むべき具体的な協働施策の今後の展開について                                   |
|               | 8  | 30 | 第 3 回促進委員会 | 1. 委嘱式<br>2. 促進委員会<br>(1)大阪狭山市における市民公益活動促進に関する取り組み状況について<br>(2)平成 16 年度市民公益活動促進補助金交付事業（完了分）について<br>(3)大阪狭山市における協働事業の取り組み状況について<br>(4)具体的な協働施策の今後の展開について |
|               | 10 | 27 | 第 4 回促進委員会 | (1)平成 16 年度市民公益活動促進補助金交付事業（完了分）について<br>(2)市民活動支援センターの運営状況等について<br>(3)市民公益活動団体への事業委託の推進について                                                              |
| 平成<br>17<br>年 | 2  | 17 | 第 5 回促進委員会 | (1)平成 16 年度市民公益活動促進補助金交付事業の完了分について<br>(2)平成 16 年度市民公益活動促進補助金交付事業報告会（日程等）について<br>(3)市民公益活動団体への事業委託の推進について<br>(4)次年度からの市民活動支援センター事業実施のあり方について             |

| 年             | 月  | 日  | 会 議 名    | 審議概要など                                                                                                                                                          |
|---------------|----|----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成<br>17<br>年 | 4  | 20 | 第1回促進委員会 | (1)平成 17 年度市民公益活動促進補助金申請状況について<br>(2)市民公益活動促進補助対象事業の選考等について<br>(3)市民公益活動団体への事業委託の推進について                                                                         |
|               | 5  | 20 | 第2回促進委員会 | (1)平成 17 年度市民公益活動促進補助金交付申請事業にかかる審査について<br>(2)市民公益活動促進補助金交付事業の期中評価について<br>(3)市民公益活動団体への事業委託の推進について                                                               |
|               | 8  | 24 | 第3回促進委員会 | (1)平成 17 年度市民公益活動促進補助金交付事業（完了分）について<br>(2)市民公益活動団体への事業委託の推進について                                                                                                 |
|               | 10 | 27 | 第4回促進委員会 | (1)市民公益活動団体への事業委託の推進について<br>(2)協働事業評価部会からの報告事項について                                                                                                              |
|               | 12 | 27 | 第5回促進委員会 | (1)市民公益活動団体への事業委託の推進について<br>(2)市民公益活動促進補助金交付要綱にかかる補助基準等の見直しについて<br>(3)平成 17 年度市民公益活動促進補助金交付事業（完了分）について                                                          |
| 平成<br>18<br>年 | 2  | 15 | 第6回促進委員会 | (1)市民公益活動団体への事業委託の推進について～第3次中間答申案の最終審議～<br>(2)平成 18 年度市民公益活動促進補助金応募の手引き（案）について<br>(3)平成 17 年度市民公益活動促進補助金交付事業（完了分）について<br>(4)平成 17 年度市民公益活動促進補助金交付事業報告会（日程等）について |

# ◎大阪狭山市市民公益活動促進委員会名簿

〔委嘱日：平成16年（2004年）8月27日・期間：2か年〕

| 役 職          | 名 前     | 所属団体                             | 備 考             |
|--------------|---------|----------------------------------|-----------------|
| 委 員 長        | 今 西 幸 蔵 | 天理大学人間学部                         | 学識経験者           |
| 委員長職務<br>代 理 | 上 田 譽志美 | 関西大学文学部                          |                 |
| 委 員          | 小 原 一 浩 | ——                               | 市 民             |
| 委 員          | 高 崎 加津子 | ——                               |                 |
| 委 員          | 高 島 純 子 | ——                               |                 |
| 委 員          | 平 野 博 義 | ——                               |                 |
| 委 員          | 村 元 文 子 | ——                               |                 |
| 委 員          | 井 上 健太郎 | 大阪狭山市ボランティアグループ連絡会               | 市民公益活動<br>団体関係者 |
| 委 員          | 住 本 尚 志 | 特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ大阪狭山拠点 |                 |
| 委 員          | 鳥 山 健   | 大阪狭山市都市間市民交流協会                   |                 |
| 委 員          | 西 田 亜矢子 | 特定非営利活動法人メープルエイド                 |                 |
| 委 員          | 吉 川 寿 一 | (社)大阪狭山市社会福祉協議会                  |                 |
| 委 員          | 古 川 照 人 | 大阪狭山青年会議所                        | 事業者             |
| 委 員          | 墨 守 晏   | 大阪狭山市商工会                         |                 |
| 委 員          | 辻 信 夫   | 大阪狭山市地区長会                        | 市長が適当<br>と認める者  |